

# 青森県報

第三千二十九号

平成二十年  
十二月二十六日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

青森県財務規則の一部を改正する規則…………… (経理課) …… 一

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出…………… (健康福祉課) …… 二

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (同) …… 二

生活保護法による医療機関の指定…………… (同) …… 二

生活保護法による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出…………… (同) …… 二

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 三

道路の区域の変更…………… (道路課) …… 三

### 公 営 企 業

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程…………… (病院局経営企画室) …… 四

### 正 誤

平成二十年十月一日定例規則中…………… (自然保護課) …… 五

平成十九年九月二十六日定例出先機関中…………… (西北地域民局) …… 五

## 規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第五十四号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「次に掲げる事務で、」を「青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例(平成二十年十二月青森県条例第六十九号)第三条ただし書の手数料の納入方法に係る認定に関する事務及び次に掲げる事務で」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第五十五号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項中第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ

繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 政治資金に係る少額領収書等写し交付手数料及び政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第八百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	大橋正俊産婦人科	弘前市大字桔梗野一丁目一三の一	平成二七・二・一
変更後	大橋正俊医院	同上	同上
変更前	畑中歯科クリニック	むつ市小川町二丁目一七の一三	二〇・九・一
変更後	畑中歯科矯正歯科	同上	同上

青森県告示第八百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
大橋正俊医院	弘前市大字桔梗野一丁目一三の一	平成二〇・七・二五
はなぞの小児科クリニック	黒石市花園町六二の一	二〇・九・二六
しんまち薬局	むつ市新町一〇の二二バビコーポ五号室	二〇・一〇・三

青森県告示第八百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
しんまち薬局	むつ市新町一〇の二二バビコーポ五号室	平成二〇・二・一
いわき調剤薬局	弘前市大字賀田一丁目一四の一五	二〇・三・一
サカ工業局紺屋町	弘前市大字紺屋町二七の一	"
サカ工業局黒病前	黒石市北美一丁目三五の一	"
テルス調剤薬局黒石	黒石市昭和町三四の一	"
ピアノ薬局	八戸市大字白銀町字堀ノ外九の三	"

青森県告示第八百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第

五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
山浦 佑香	奥寺 一貴	霞 正行				氏名
弘前市大字泉の野二丁目一四の八スリーゼビル105	五所川原市大字神山字野岸二一の七	三戸郡五戸町字下モ沢向一三の一七七				住所
青い森整骨院 松原	青い森整骨院 松原	かすみ整骨院				施術所の名称
弘前市大字中野四丁目六の九	弘前市大字中野四丁目六の九	三戸郡五戸町字天満一二三の一七七				施術所の所在地
"	二〇・六・一	平成 一九・五・二				変更年月日

青森県告示第八百三十三号

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	十二湖公園線	西津軽郡深浦町大字松神字松神山国有林八二林班に、小班から西津軽郡深浦町大字松神字下浜松三三の五まで		前 三・三・五〇メートルから 三・一・〇〇メートルまで	後 三・四・〇〇メートルから 三・一・〇〇メートルまで	三、九二・〇〇メートル 二、七三二・〇〇メートル	

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄二 小林 秀則	三厩村区域	総トン数二十ト未満の漁船により行う漁業であつて、主としていか
東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町七九の一 丸本 末義	協同組合の地区	漁業であつて、主としていか

青森県告示第八百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年一月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

公 営 企 業

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程を「」に公布す。

平成二十年十二月二十六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十九号

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第二号又は第四号」を「第三号又は第五号」に改め、同項第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 受託者の確保が特に困難であると病院局長が認めた場合

紙二部葉七中

「3 勤務場所

4 勤務内容

5 勤務時間等に関する事項

- (1) 勤務日（週休日）
- (2) 勤務時間及び休憩時間
- (3) 時間外勤務の有無
- (4) 休暇 別に交付する書面に記載するとおり

6 賃金に関する事項

- (1) 月額（日額） 円

(2) 月額（日額）以外の事項 別に交付する書面に記載するとおり

「3 任用の更新の有無 [更新する場合があります。更新はしない] 更新は、次のいずれかにより判断する。

- ・任用期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力
- ・経営状況 ・業務の進捗状況 ・その他（ ）

4 勤務場所

5 勤務内容

6 勤務時間等に関する事項

- (1) 勤務日（週休日）
- (2) 勤務時間及び休憩時間
- (3) 時間外勤務の有無
- (4) 休暇 別に交付する書面に記載するとおり

7 賃金に関する事項

- (1) 月額（日額） 円
- (2) 月額（日額）以外の事項 別に交付する書面に記載するとおり

8 社会保険等

- (1) 社会保険の加入状況 [厚生年金 健康保険 労働者災害補償保険 その他（ ）]
- (2) 雇用保険の適用 [有 ・ 無 ]

9 その他の勤務条件 病院局職員就業規程に定めるところによる。

「」に公布す。  
「」の照会先は、公衆の目の届くところ。

正  
誤

平成 <sup>二〇</sup> 一九 <sup>二六</sup> 年 第二八三七号	発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤			正					
出先機関			六	上	表中	米	板柳中部	白	米	板柳中部	白			
						元	緊急農地集積ほ場整備事業	"	元	農免農道整備事業	"	農免農道整備事業	"	
							農免農道整備事業			農免農道整備事業		農免農道整備事業		
							一九・一・三	一八・三・二〇	一八・一・三	一九・一・三	一八・一・三	一九・一・三	一八・一・三	

西北地域県民局

平成 <sup>二〇</sup> 一九 <sup>二一</sup> 年 第二九九二号	発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤			正			
規則			第四一号	一	下	一〇	放鳥獣猟区の区域の登録の有無	放鳥獣猟区の区域の登録の有無	一〇	放鳥獣猟区の区域の登録の有無	放鳥獣猟区の区域の登録の有無	放鳥獣猟区の区域の登録の有無	放鳥獣猟区の区域の登録の有無
						一三	放鳥獣猟区の区域の登録の有無	放鳥獣猟区の区域の登録の有無	一三	放鳥獣猟区の区域の登録の有無	放鳥獣猟区の区域の登録の有無	放鳥獣猟区の区域の登録の有無	放鳥獣猟区の区域の登録の有無
							対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別		対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別

自然保護課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭